

★★★ <第26回知的財産翻訳検定試験【第14回和文英訳】> ★★★

≪ 1 級課題 -知財法務実務- ≫

【解答にあたっての注意】

1. 問題の指示により英訳してください。
2. 解答語数に特に制限はありません。適切な箇所で行改行してください。
3. 課題文に段落番号がある場合、これを訳文に記載してください。
4. 課題は2題あります。それぞれの課題の指示に従い、2題すべて解答してください。

【問1】在外者が出願した日本特許出願について拒絶理由通知を受けたので、それに対する意見書案を作成しました。これからその内容を特許出願人に英語で連絡しようとしています。下線部を、英語に翻訳してください。

なお、下線部に含まれる用語について、参考としてそれらの訳語を以下に示します。ただし、これらの訳語を使用するかどうか自体は採点に影響しないものとし、より適切と考えられる訳語の採用を妨げるものではありません。

- | | |
|---------|----------------------------|
| ・誘発（する） | induce |
| ・パルス磁場 | pulsed magnetic field |
| ・和らげる | relieve |
| ・血管拡張薬 | vasodilator |
| ・交流磁場 | alternating magnetic field |

問題文ここから→

【意見の内容】

1. 拒絶理由の要点

○年○月○日付け（発送日）の拒絶理由通知書によれば、この出願は、下記の理由により拒絶すべきものとされています。

理由1 請求項1, 3の記載が、特許法36条6項1号に規定の要件を満たしていない。

理由2 請求項1, 3に記載の発明が、引用文献1、引用文献2に記載されている発明に対し、所要の進歩性を有していない。

本出願人は、この意見書と同日に提出した手続補正書により、この拒絶理由は解消したと確信しますので以下説明します。

2. 補正について

(省略)

3. 拒絶理由について

(1) 理由 1

補正後の請求項 1 は、例えば明細書の段落 00××における「疾患部を有する患者の全身を迅速に冷却する場合、まず患者の身体を被冷却体支持台 2 に静かに収容し、所定の冷温度に調整された冷媒液を冷媒液貯留部 9 から冷媒液循環部 8 に流通させて冷却操作に入る。一方、被冷却体 1 に所定の磁場を作用させるために、磁場発生電源部 5 と磁場発生部 4 とを動作させ、所定の磁場が被冷却体 1 の全身に作用するようにする。」という記載に基づいて、磁場発生部を生体の温度を降下させるように機能させる点を明確にしたものです。したがって、補正後の請求項 1 の発明は、発明の詳細な説明に記載されたものとなっています。

(2) 理由 2

補正後の請求項 1 に係る発明は、上記した構成を有し、それによって、「低体温療法によって緊急事態に対応すべく、迅速に体温を低下させることで、生命を維持するための医療処置を施すことができるような環境を提供すること」を可能とします。すなわち、本発明の一実施例によれば、生体を冷却しながら商用周波数 50 Hz の正弦波交流磁場を作用させた場合に磁場作用なしの場合と比較して明らかな体温低下の効果を得られます。そして、 $dB/dT > 1$ テスラ/秒のパルス磁場の印加によって体温低下の効果を達成することが出来るだけでなく、 $dB/dT > 300$ テスラ/秒のパルス磁場を作用させた場合には、磁場作用なしの場合と比較して約 9 deg 以上の体温低下効果が得られることが示されています。

これに対し、拒絶理由通知書に指摘されているように、引用文献 1 には、ヒト患者において低体温を急速に誘発する方法が示されており、引用文献 2 には、「生体にパルス磁場を作用させることにより、血液循環を促進させ、痛みを和らげる装置」が記載されています。引用文献 1 は、熱移動装置によって、その装置が接触している身体からの熱移動を行わせて体温低下を促しています。また、熱移動を促進させるために、血管を拡張すべく血管拡張薬を投与することが好ましいとされています。しかし、引用文献 1 には、体温低下の対象である生体に磁場を作用させることは一切開示も示唆もされていません。

一方、引用文献2に記載されている電磁気健康促進器は、血液の循環を促進させるとともに痛み等を緩和させる効果を得るために、複数の電磁石を人体に磁力が作用するように配置したボックスを備えています。また、医療用具としての許可申請を不要とするために、電磁石の発生する磁力は例えば350 Gauss未満に抑制されています。

拒絶理由通知書では、引用文献1に記載された装置において、引用文献2に記載された機能を付加させることは、当業者が適宜設計し得た範囲のものであると指摘していますが、単に引用文献1に引用文献2を組み合わせたとしても、生体の局所に電磁石を配置して比較的弱い磁力を作用させる構成が得られるのみであって、本願発明のような、生体を冷却しつつその全体に比較的強い交流磁場あるいはパルス磁場を作用させる構成に想到することは全くできません。したがって、本願発明の奏する体温低下の効果と同等の効果を奏することもできません。またそもそも引用文献2の課題は上記のように「生体にパルス磁場を作用させることにより、血液循環を促進させ、痛みを和らげる」ことであり、生体の冷却効果を促進するという観点はなんら開示、示唆されていません。したがって、当業者が引用文献1と引用文献2とに基づいて本願発明の構成に容易に想到することができたとは到底言えないと思料します。このことは、請求項1に従属する請求項2～4の発明についても妥当します。

←問題文ここまで

【問2】以下はある映画に関するキャラクターの商品化に関する架空の契約の抜粋です。下線部を英語に翻訳してください。なお、翻訳に際して、定義語（文中、「以下『○○』という。」という形式により定義された用語のこと。）については、各単語の先頭大文字にて訳出してください（たとえば、「ライセンス商品」が定義語の場合、Licensee Product など）。

問題文ここから→

商品化許諾契約

甲映画株式会社（以下「ライセンサー」という。）と、ABC Consumer Products Inc.（以下「ライセンス」という。）とは、「XXXXX」と題されるアニメーション

映画（以下「本作品」という。）について、以下の各条のとおり合意したので、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（権利許諾）

ライセンサーは、ライセンシーに対して、（1）本契約別紙 A に定める本作品の登場キャラクター（以下「本キャラクター」という。）を立体形状により体現して、本契約別紙 A に定める商品（以下「許諾商品」という。）として商品化し、（2）本契約別紙 C に定める国の領域（以下「許諾地域」という。）内のみにおいて、本契約別紙 C に許諾地域別に定める期間（以下「許諾期間」という。）中、許諾商品を製造販売すること、並びに（3）許諾商品の包装パッケージにおいて、本作品及び本キャラクターの名称を使用することを、本契約の諸条件に基づき独占的に許諾する。

（中略）

第10条（権利保証）

1. （省略）
2. ライセンサーは、前項に定める保証を除き、本作品及び本キャラクターの権利について何ら保証しない。ライセンシーは、許諾商品若しくはその製造に用いられる発明、許諾商品の外観意匠、本作品若しくは本キャラクターの名称若しくは図柄に係る商標、又はその他許諾商品のいずれかの要素が、第三者の有する特許権、意匠権、商標権、不正競争防止法に基づく権利、その他知的財産権と抵触し又はこれらを取り込むものである場合には、本契約に定める許諾を行使するに際して、自身の費用及び責任負担において、これらについて必要な権利又は許諾を確保しなければならない。ライセンシーが第三者の権利により本契約に基づく許諾を行使できない場合であっても、ライセンサーは、本契約に基づきライセンシーが支払うべきライセンス料、その他本契約に基づくライセンシーの義務を何ら軽減若しくは免責する義務を負わない。

←問題文ここまで